

登録できる印鑑

- ・氏名を刻印したもの
- ・氏だけを刻印したもの
- ・名だけを刻印したもの
- ・氏と名、それぞれの頭文字を刻印したもの
- ・印鑑の都合や慣習で「……之印」、「……印」、「……之章」と付加して刻印したもの
- ・輪郭内に竜紋や、唐草模様などの簡単な模様を付加して刻印したもの
- ・印鑑の文字が欠損、磨耗していないもの

【例】 住民票の氏名「小野田 太郎」の場合



印鑑登録できない印鑑

- ・印影の大きさが一辺が8mmの正方形に収まるもの
- ・印影の大きさが一辺が25mmの正方形に収まらないもの
- ・印影に、職業・資格等、他の事項をあわせて表しているもの
- ・ゴム印、その他の印鑑で変形しやすいもの
- ・輪郭が著しく欠けていたり、印面が摩耗して、判読が困難なもの
- ・外枠がなかったり、凸凹が逆転しているもの(逆さ彫りのもの)
- ・外枠がなかったり、凸凹が逆転しているもの(逆さ彫りのもの)
- ・他の者が、既に登録している印影に著しく類似しているものや同一のもの

【例】 住民票の氏名「小野田 太郎」の場合



【輪郭が著しくかけている】【氏名以外が入っている】【逆さ彫りになっている】